

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、既往の貸付残高と通算して 1,200 万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の 12 分の 12 に相当する額又は粗収益の 12 分の 12 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p><u>⑦ 主要な事業用資産について、令和 2 年 7 月 3 日からの豪雨（以下「令和 2 年 7 月豪雨」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者</u></p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、既往の貸付残高と通算して 1,200 万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の 12 分の 12 に相当する額又は粗収益の 12 分の 12 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

<p>⑧ <u>令和 2 年 7 月豪雨による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者</u></p> <p>なお、本特例の適用は、①から⑤までについては令和 3 年 3 月 31 日までの間、⑥については新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 2 条の期間、<u>⑦及び⑧については令和 4 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>なお、本特例の適用は、①から⑤までについては令和 3 年 3 月 31 日までの間、⑥については新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 2 条の期間に貸付けの決定を行ったものに限る。</p>
--	--

附 則（令和 2 年 7 月 31 日 2 経営第 1225 号）

この通知は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。